

請負工事成績評定要領

名古屋市上下水道局

(目的)

第1条 この要領は、請負工事施行要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定により、名古屋市上下水道局工事請負契約約款に基づき施行される工事（以下単に「工事」という。）の施工成績の評定（以下「評定」という。）について、必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱において使用する用語の例による。

(評定対象工事)

第3条 評定は、請負代金額が1件500万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上の工事（工事の性質により評定の必要がないと認めるものを除く。以下「対象工事」という。）について行うものとする。

(評定員)

第4条 評定を行う者（以下「評定員」という。）は、工事ごとに指定された担当監督員、主任監督員、総括監督員及び検査員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、対象工事1件ごとに行う。

2 評定は、対象工事の監督又は検査により確認した事項に基づき、評定員がそれぞれ独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、複数の工種を含む工事で、評定員が2人以上いる場合は、主たる工種の評定員がその他の評定員と協議して評定を行うものとする。

3 各評定員は、それぞれ別に定める考査項目別運用表の各考査項目について判定を行い、評定結果集計表（様式第1号）の所定欄に記入するものとする。

(工事成績評定表の提出)

第6条 検査員は、各評定員の評定を整理し、工事成績評定表（様式第2号。以下「評定表」という。）を作成し、検査担当課公所の長（以下「検査担当課公所長」という。）に提出する。なお、書面による改善指示等を行った場合は、当該書面の写しを添えるものとする。

2 検査員は、工事担当課公所の長（以下「工事担当課公所長」という。）に評定表を送付するものとする。

(受注者への工事成績評定結果の通知)

第7条 検査担当課公所長は、評定表の提出を受けた後、対象工事の受注者に対

して、評定の結果を工事成績評定通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 前項の通知は、工事の完成の確認後遅滞なく行うものとし、検査員及び検査担当課公所長は第5条から前条までの手続きをそれぞれ遅滞なく行うよう努めるものとする。

（評定の修正）

- 第8条 検査担当課公所長は、前条第1項の評定結果を通知した後、契約不適合責任期間中に事故等により契約不適合が判明した場合その他の理由により当該評定結果を修正する必要があると認めた場合は、評定員と協議の上、評定を修正し、遅滞なくその結果を通知書により対象工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

- 第9条 第7条又は前条による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日（名古屋市の休日を定める条例第2条第1項に規定する休日（以下単に「休日」という。）を含む。）以内に、工事成績評定に係る説明請求書（様式第4号）を検査担当課公所長に対して提出することにより、評定の結果について説明を求めることができる。
- 2 検査担当課公所長は、前項による説明を求められたときは、工事担当課公所長と協議し、工事成績評定に係る説明書（回答）（様式第5号）により回答するものとする。

（再説明請求等）

- 第10条 前条第2項の回答を受けた者は、当該回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、工事成績評定に係る再説明請求書（様式第6号）を上下水道局長（以下「局長」という。）に対して提出することにより、評定の結果について再説明を求めることができる。
- 2 局長は、前項による再説明を求められたときは、請負工事成績評定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、工事成績評定に係る再説明書（回答）（様式第7号）により回答するものとする。
- 3 前項の審査委員会の設置については、別に定める。

（受注者の指導）

- 第11条 監督員の所属する部の長及び工事担当課公所長は、評定点が別に定める基準を下回った受注者を指導するものとする。

（評定結果の公表）

- 第12条 成績評定の結果は、局長が別に定める方法により公表する。

（委任）

- 第13条 この要領の施行に関して必要な事項は、計画部技術管理課長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 請負工事成績評定要領（平成 12 年 7 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以後の入札公告若しくは指名による請負工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 28 年 8 月 1 日以後の入札公告若しくは指名による請負工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以後の入札公告若しくは指名による請負工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年 12 月 1 日以後の入札公告若しくは指名による請負工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 2 年 12 月 1 日以後の入札公告若しくは指名による請負工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の請負工事成績評定要領の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、この要領による改正後の請負工事成績評定要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号

評定結果集計表

検査年月日：

件名：

考查項目	細別	担当監督員	主任監督員	総括監督員	検査員	項目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般					
	II. 配置技術者					
2. 施工状況	I. 施工管理					
	II. 工程管理					
	III. 安全対策					
	IV. 対外関係					
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形					
	II. 品質					
	III. 出来ばえ					
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応					
5. 創意工夫	I. 創意工夫					
6. 社会性等	I. 地域への貢献等					
加減点合計						
7. 法令遵守等						
評価点合計						
	氏名					
	所見					

様式第2号

工 事 成 績 評 定 表

件 名	
契 約 番 号	
請負代金額	
工 期	年 月 日～ 年 月 日
検査年月日	年 月 日
受 注 者	
現場代理人	
(監理又は主任) 技術者	
担当監督員	
主任監督員	
総括監督員	
検 査 員	
① 担当監督員評定点	点／40点
② 主任監督員評定点	点／20点
③ 検査員評定点	点／40点
④ 総括監督員評定点	— 点
⑤ 評 定 点 合 計	点／100点

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

名古屋市上下水道局長

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

なお、この通知を受けた日から起算して14日（土曜日、日曜日及び休日を含む。）以内に、工事成績評定に係る説明請求書を検査担当課公所長に提出することにより、評定の結果について説明を求めることができます。（説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先は、下記のとおりです。）

記

- 1 件 名
- 2 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 成績評定
評定点 点 項目別評定点は、別表のとおり
- 5 手続き等の問い合わせ先
〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9-30
名古屋市上下水道局 計画部 技術管理課 主査（検査・監理指導）
TEL 052-889-1055

※ 施工証明となりますので、大切に保管して下さい。

別表

考查項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/
	II. 配置技術者	/
2. 施工状況	I. 施工管理	/
	II. 工程管理	/
	III. 安全対策	/
	IV. 対外関係	/
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/
	II. 品質	/
	III. 出来ばえ	/
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	/
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/
7. 法令遵守等		
評定点合計		/

様式第4号

年 月 日

名古屋市上下水道局長 様

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

工事成績評定に係る説明請求書

年 月 日付けで通知のあった工事成績評定について、下記のとおり説明を請求します。

記

- 1 件 名
- 2 請求の理由

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

名古屋市上下水道局長

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から提出されました工事成績評定に係る説明請求書につきまして、下記のとおり回答します。

なお、この通知を受けた日から起算して14日（土曜日、日曜日及び休日を含む。）以内に、工事成績評定に係る再説明請求書を上下水道局長に提出することにより、評定の結果について再説明を求めることができます。（再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、それぞれ下記のとおりです。）

記

1 件名

2 説明請求に対する回答

3 再説明を求める書面の送付先

〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9-30
名古屋市上下水道局 計画部 技術管理課長 宛

4 手続き等の問い合わせ先

〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9-30
名古屋市上下水道局 計画部 技術管理課 主査（検査・監理指導）
TEL 052-889-1055

様式第6号

年 月 日

名古屋市上下水道局長 様

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

工事成績評定に係る再説明請求書

年 月 日付けで通知のあった工事成績評定について、下記のとおり再説明を
請求します。

記

- 1 件 名
- 2 請求の理由

様式第7号

年 月 日

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

名古屋市上下水道局長

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から提出されました工事成績評定に係る再説明請求につきまして、下記のとおり回答します。

記

- 1 件 名
- 2 再説明請求に対する回答